

横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱

制 定 平成 27 年 3 月 31 日こ保整第 1659 号（局長決裁）
最近改正 令和元年 12 月 27 日ここ施第 856 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 6 項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

（定員）

第 2 条 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもの認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとする。また、各年齢の認可定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 幼保連携型認定こども園の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

なお、支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児については対象児童すべての合計で定め、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもについては原則として各年齢別に定めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における、幼保連携型認定こども園の利用状況を考慮して認可定員及び利用定員を定めるものとする。

（園舎の構造）

第 3 条 認可基準条例第 7 条第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の園舎の構造は、原則次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの。）

（建物・設備基準）

第 4 条 幼保連携型認定こども園の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91

号)、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
園庭	園庭の面積は、園児が実際に遊戯できる面積とする。
保健室	静養できる機能を有すること。 職員室等との兼用も可とする。 教育及び保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること
調理室	必要な設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。 認可基準条例第 8 条第 4 項に規定する調理設備とは、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚

イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140 センチメートルの空間を確保したものを除く。）

ウ 手洗い器

エ ピアノ

(2) 遊戯室の面積は、90 平方メートル以上であること。

(3) 施設整備に当たっては、認可基準条例第 11 条により実施する事業に応じて次のような設備、スペース等を確保すること。

ア 子育て相談のためのスペース

イ 一時保育のためのスペース

ウ その他の地域子育て支援のためのスペース

2 園舎の面積には、建築基準法による延床面積のうち、園舎のための電気設備や空調設備のための施設は含まれるが、園庭、地下駐車場等は除くものとする。

(園舎等に含まれない施設)

第 5 条 幼保連携型認定こども園の園舎等に含まれない施設のうちで、次に掲げるものは、第 20 条第 2 項の届出を行うことにより、直接教育又は保育の用に供するものとみなす。

(1) 教員宿舎及びその用に供する土地

(2) スクールバス用の車庫及びその用に供する土地（スクールバスの駐車のために供する土地を含む。）

(3) その他、当該幼保連携型認定こども園の教育又は保育の用に供すると市長が認める土地又は建物

(保育室等の設置階)

第 6 条 認可基準条例第 7 条第 4 項に基づき 3 階以上の階に設けられる保育室等については、原則とし

て、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。なお、保育室（認可基準条例第8条第6項第2号の面積以上の面積のものに限る。）と別に設置される、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する遊戯室その他の設備については、上下1階の範囲内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

（園舎及び園庭の位置）

第7条 認可基準条例第7条第5項に基づき、園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを要する。ただし、主たる園舎のある敷地とそれ以外の敷地が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、園児が移動する際の安全が確保されており、幼保連携型認定こども園における活動上支障がないと判断できる場合については、この限りでない。

（屋上に園庭を設ける場合の基本方針）

第8条 認可基準条例第7条第7項に規定する園庭に必要な面積は、原則として、屋上（バルコニー等を含む。）を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上に園庭を設けることができ、必要な面積に算入することができる。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づく教育及び保育の内容を適切に実施できるような環境を構成するよう配慮すること。
- (2) 耐火建築物であること。
- (3) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。
- (4) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。
- (5) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。
- (6) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。
- (7) 使用する際には、複数の保育教諭等を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講じること。

（施設内における園児の安全確保）

第9条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

（職員）

第10条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 園長

法令に定めるもののほか、健全な心身を有し、教育及び児童福祉事業に熱意があり、教育及び児童福祉の理論及び実際について訓練を受けた者。また、新たに設置認可を受けた幼保連携型認定こども園については、原則として運営開始後3年間は園長を変更しないこと。

(2) 保育教諭

ア 保育教諭配置基準

保育教諭の数は、認可基準条例第6条第3項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で教育及び保育を実施する上で望ましい保育教諭の配置基準は、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とする。

イ 保育教諭配置数の算出方法

認可基準条例第6条第3項に規定する教育及び保育に直接従事する職員の数は、年齢別園児数を年齢別保育教諭配置基準数で除し、小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て。)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、認可基準条例第6条第4項に規定する「調理業務の全部を委託」しようとする場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に定める要件に適合すること。その際、当該通知において「保育所」及び「施設」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、食事提供する子どもの数が40人以下については1人以上、41人以上150人以下については2人以上、151人以上については3人以上とする。

ウ その他

アの規定により、調理業務の全部を委託する園にあっては、調理員を置かないことができる。

2 学級担任は原則として専任の常勤職員であること。

(開園時間・休園日)

第11条 幼保連携型認定こども園の開園時間は原則として1日11時間以上とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

(名称)

第12条 幼保連携型認定こども園の名称は、既に認可された幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業や、既に認定された幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(子育て支援事業の内容)

第13条 認可基準条例第11条に規定する子育て支援事業について、下記のとおりとする。

(1) 認定こども園法施行規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

ア 認定こども園法施行規則第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。

イ 認定こども園法施行規則第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。

(2) 認定こども園法施行規則第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

(3) 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、子育て支援事業に係る事業計画を策定していること。

3 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(施設及び設備の自己所有等)

第14条 幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとする。

第15条 前条の取り扱いについて、学校法人の設置する幼保連携型認定こども園及び認定こども園法附則第4条に基づき設置する幼保連携型認定こども園については、次の各号のいずれかに該当し、教育上、保育上及び安全上支障がないと認められる場合には、園舎のある敷地について自己所有であることを要しない。

(1) 長期にわたり園舎のある敷地を使用できる保証があること。

(2) 幼保連携型認定こども園が目指す教育・保育内容を実現するために、園舎のある敷地を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差支えないこと。

第16条 第14条の取り扱いについて、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園が、教育上、保育上及び安全上支障がないと認められ、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記している場合には、園舎のある敷地について自己所有であることを要しない。ただし、次のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

第2章 設置認可等の手続

(事前協議)

第 17 条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、事業計画書を添付した「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議書（第 1 号様式）」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、認定こども園法第 17 条第 2 項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第 3 項に基づいて横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第 2 号様式）」又は「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第 3 号様式）」により通知するものとする。

(設置認可申請)

第 18 条 前条の協議の結果を踏まえ幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、認定こども園法施行規則第 15 条第 1 項に基づき、「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書（第 4 号様式）」に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

2 認定こども園法第 18 条第 1 項に基づき提出する書類は、前項の認可の申請に係る書類の提出をもって、提出があったものとする。

(設置認可)

第 19 条 市長は、前条の規定に基づき申請された幼保連携型認定こども園の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可する場合は「幼保連携型認定こども園設置及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書（第 5 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

3 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可しない場合は「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置不認可・確認することができない旨の通知書（第 6 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(設置認可申請添付事項等の変更の手続)

第 20 条 法第 4 条第 1 項各号及び認定こども園法施行規則第 15 条第 1 項各号並びに教育保育概要のうち特に運営に大きく関わる事項の変更をしようとする者は、次項の届出を行う前に、市長に相談をするものとする。

2 認定こども園法第 29 条及び認定こども園法施行規則第 15 条第 2 項に基づく変更の届出は、「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設申請事項変更届（第 7 号様式）」に必要な書類を添付して、あらかじめ市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届（第 1 号様式）」をもって、これに変えることができる。

(設置者の変更)

第 21 条 設置者の変更をしようとする者は、次項の届出を行う前に、相当期間の余裕をもって市長に相談をするものとする。

2 設置者の変更をしようとする者は、認定こども園法施行規則第 18 条に基づき「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置者・確認変更申請書（第 8 号様式）」に必要な書類を添付して、あらかじめ市長に変更の認可の申請をするものとする。

- 3 市長は、前項に基づく申請があったときは、内容を審査のうえ、認定こども園法第 17 条第 3 項に基づいて横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。
- 4 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可する場合は「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置者・確認変更通知書（第 9 号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可しない場合は「幼保連携型認定こども園設置者変更不認可・特定教育・保育施設の確認変更することができない旨の通知書（第 10 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（廃止又は休止の認可に関する協議）

第 22 条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者は、廃止又は休止の認可を受けようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

- 2 建物等について国又は市の補助がなされた幼保連携型認定こども園の廃止の認可を受けようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第 23 条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者は、認定こども園法施行規則第 17 条に基づき、前条に定める協議後、「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書（第 11 号様式）」に必要な書類を添付して、市長に廃止又は休止の認可の申請をするものとする。

- 2 市長は、前項に基づく申請があったときは、内容を審査のうえ、認定こども園法第 17 条第 3 項に基づいて横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。
- 3 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を認可する場合は「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可通知書（第 12 号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を認可しない場合は「幼保連携型認定こども園廃止・休止不認可通知書（第 13 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（園長の届出）

第 24 条 幼保連携型認定こども園の設置者が行う認定こども園法第 26 条において準用する学校教育法第 10 条の規定による届出は、園長を定めた後速やかに、「園長選任届（第 14 号様式）」により行うものとする。

（報告書の提出）

第 25 条 幼保連携型認定こども園の設置者は、認定こども園法第 30 条第 1 項に基づく市長への報告について、「幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第 15 号様式）」により必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（確認等の手続）

第 26 条 支援法第 31 条第 1 項、第 32 条、第 35 条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続きは、第 19 条及び第 20 条の規定を準用し、同法第 37 条の規定に基づく、確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第 2 章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

（事業改善措置等）

第 27 条 市長は、幼保連携型認定こども園の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 認定こども園法第 20 条第 1 項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「幼保連携型認定こども園の改善の勧告（命令）について（第 16 号様式）」により、設置者に通知するものとする。
 - (2) 認定こども園法第 21 条第 1 項の規定に基づく事業の停止の命令を「幼保連携型認定こども園の事業の停止命令について（第 17 号様式）」により、設置者に通知するものとする。
 - (3) 認定こども園法第 22 条第 1 項の規定に基づく認可の取消しを「幼保連携型認定こども園の認可の取消しについて（第 18 号様式）」により、設置者に通知するものとする。
- 2 市長は、認定こども園の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 支援法第 39 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 4 項に基づく命令
 - (2) 支援法第 40 条第 1 項に基づく確認の取消し

第 3 章 既存園からの移行特例

(園舎及び園庭の設置に係る特例)

第 28 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園又は保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる要件を満たせば、第 7 条の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園を設置することができる。

- (1) 幼保連携型認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能であること。
- (2) 園児の移動時の安全を確保するため、次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
 - イ 専用の自動車等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に教育及び保育に従事する保育教諭等を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
- (3) それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有すること。ただし、調理室については、それぞれの園舎に設置することを要しない。

(保育室等の面積に係る特例)

第 29 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、満 3 歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。

- 2 この基準の施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合においては、第 4 条第 1 項第 2 号の規定は適用しない。また、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算出する場合は、従前の例によることができる。

(園庭の面積に係る特例)

第30条 認可基準条例附則第8条に基づき、園庭を設置する場合において、次の各号に掲げる要件を全て満たす場所については、満2歳以上満3歳未満の園児に係る必要面積に算入することができる。

- (1) 土地の確保が困難で幼保連携型認定こども園と同一敷地内に認可基準条例第7条第7項に規定する広さの園庭を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該幼保連携型認定こども園から園児の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる距離に1か所以上あること。
- (3) 当該公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例第7条第7項第2号に規定する面積を有し、屋外活動当たって安全が確保され、かつ、当該幼保連携型認定こども園からの距離が、日常的に園児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第3号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、当該幼保連携型認定こども園による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。